

## 「公共サービス改革基本方針」等に基づく統計調査の 民間開放についての検討状況（総務省関係）

### 1 経緯

これまでの累次の閣議決定等に基づき、総務省所管の統計調査については、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）と連携しつつ、調査時期が到来次第順次民間開放を実施することとされている。

#### （参考）

##### 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）（抄）

・・・指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という）に関し、・・・総務省は、・・・平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）・・・民間開放を実施するため、・・・平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。

##### 総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画（平成18年10月6日総務省統計局決定）（抄）

#### 2 地方公共団体に実地調査を委託している調査

##### （1）当面の民間開放の推進方策

- ・・・地域単位での民間開放が可能となるよう・・・推進していくことが適当である。
- 国として講ずべき措置
- ・・・地方公共団体における民間開放の取組を平成19年度から可能とするための環境整備を行う。

##### 公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日（改定）閣議決定）

#### 別表1（2）科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査

・・・引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講ずる。

##### （3）その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査

平成20年7月から実施するサービス産業動向調査について、実査業務の民間開放を行う。

### 2 政府部内での検討状況

(1) 平成21年度には 平成21年経済センサス 基礎調査と 平成21年全国消費実態調査の実施時期が到来することから、これらの調査等の民間開放の実施について検討を進めている。

(2) 監理委員会(統計調査分科会)における検討状況は以下のとおりである。

#### 平成21年経済センサス 基礎調査

- ・経済センサスのように母集団フレームの提供を目的とした調査については、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度に悪影響を及ぼすおそれがあるため、「調査員による実査」業務での民間活用については、民間事業者の履行能力の現状等を踏まえ、その可能性について慎重かつ十分に検討することが、統計委員会の基本計画部会第4ワーキンググループの報告書で指摘されている。
- ・このような指摘を踏まえつつ、総務省からは、民間事業者の履行能力等の面で活用が可能であると考えられる国への照会業務(コールセンター)、国及び地方公共団体からの調査票の発送業務等について、民間事業者を活用する旨報告。
- ・統計調査分科会においては、以下のような趣旨の指摘を受けている。
  - 経済センサスは初めてのかつ大変重要な調査であるので、成功するよう有効な手段を

考えて欲しい。

- 今回の経済センサスは包括的な民間委託は行わないが可能な限り民間活用を行うということであると理解した。
- 総務省においては、21年調査の実施を受けて、更に検討し、次回以降の調査において積極的に民間活用を推進してもらいたい。

#### 平成21年全国消費実態調査

- ・ 総務省から、以下のとおり民間事業者を活用する旨報告。
  - ア 単身世帯調査            民間のモニター調査
  - イ 国への照会業務        民間のコールセンター
  - ウ 電子調査票の作成      民間の専門業者
- ・ 統計調査分科会においては、以下のような趣旨の指摘を受けている。
  - 報告のあった民間事業者の活用方策については、更に内容を詰めた上で報告して欲しい。
  - 法定受託事務の地域単位での民間開放の実施については、成功しやすい地域での事例を作るようなことも考えて欲しい。

#### その他

- ・ 総務省から経常3調査(労働力調査・小売物価統計調査・家計調査)に関する国への照会業務を包括的に民間委託するため、これら3調査に共通のコールセンターを平成21年度予算で要求している旨報告。